

第411回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和5年2月24日（金）午後1時30分開会

2 場 所 市役所401・402会議室

3 出席委員 15人

1番 江口勘四郎委員 2番 長沼健司委員 3番 山川光照委員

4番 上妻一実委員 ~~5番 山口久志委員~~ 6番 吉田とも委員

7番 井上隆市委員 8番 松田陽一委員 9番 木村 正委員

10番 富田憲一委員 11番 鈴木萬四郎委員 12番 渡邊智春委員

13番 後藤敏秀委員 14番 原田広幸委員 15番 木村辰也委員

16番 花谷和男委員

出席推進委員 8人

平吹正見推進委員、山口守推進委員、斎藤吉昭推進委員、金子俊信推進委員、
鈴木憲一推進委員、奈良崎洋一推進委員、稲毛博推進委員、鈴木章推進委員

傍聴 なし

4 欠席委員 5番 山口久志委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程5 議 第3号 第471回農用地利用集積計画（所有権移転）について

日程6 議 第4号 第472回農用地利用集積計画（利用権設定）について

日程7 議 第5号 第473回農用地利用集積計画（転貸を伴う利用権設定）について

日程8 議 第6号 令和5年度農業労働賃金・機械利用料金標準表の公表について

日程9 議 第7号 農地賃借料情報（令和3年～令和4年分集計）の公表について

日程10 承認第1号 上山市農業委員会事務局職員の任免の取扱いについて

日程11 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について

日程12 報告第2号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程13 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程14 報告第4号 使用貸借契約の解約書の届出について

日程15 報告第5号 非農地証明書の交付について

6 事務局出席職員

事務局長 漆山徹、係長 柏倉昌範、係員 大沼織江、係員 伊藤亜子

7 会議の概要

議長（会長） 定刻になりましたので、2月15日に告示になりました、第411回上山市農業委員会総会を開会します。出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議は、各位のお手元に配布しております議事日程により進めます。

事務局長 諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和5年2月15日、上山市農業委員会告示第2号により、令和5年2月24日、第411回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。第2、出席告知について、令和5年2月17日付け農委第171号をもって、第411回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。第3、総会資料の配布について、第411回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配布しております。第4、総会出席委員数について、委員定数16人、現在出席委員15人となっております。なお、5番、山口久志委員から欠席する旨の連絡がきております。また、推進委員が8人出席しております。以上で報告を終わります。

議長 日程2、議事録署名委員の指名であります。上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、3番、山川光照委員、8番、松田陽一委員を指名いたします。

議長 日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。2件の申請がございました。整理番号1及び2は関連がありますので、一括して説明いたします。譲渡人及び譲受人はそれぞれ宮脇在住の〇〇氏、無職、大門在住の〇〇氏、無職であります。大門地内の畑計7筆について自作地相互の交換をするもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であり、下限面積の要件を満たすことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。15番、木村辰也委員。

木村(辰)委員 整理番号1及び2について、現地調査の結果を報告します。2月22日に電話で説明を受けました。これは過去に農地として使用していた所を交換していたが登記をしていなかったということで今回の申請に至った部分であります。また一部の田んぼを借りていた部分については、規模縮小のため田ん

ばを貸すということになりますので許可要件を十分満たすと考えますが、ご審議よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号1及び2については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程4、議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。
はじめに、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の2ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は小穴在住の〇〇氏、農業、借り人は山形市在住の〇〇氏、農業で、両者は親子であります。貸し人と借り人は現在共同で農業を営んでおり、将来を見据え貸し人宅への転入を検討しましたが、面積的に同居が難しいため、新たに住居を建築するため、小穴地内の畑4筆を転用するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請のうち整理番号1については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。

議長 日程5、議第3号、第471回農用地利用集積計画の所有権移転について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第3号、第471回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の3ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲受人は三本松在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は三本松在住の〇〇氏でございます。三本松地内の畑1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程6、議第4号、第472回農用地利用集積計画の利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第4号、第472回農用地利用集積計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の4ページをお開きください。3件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。借り人は高野在住の〇〇氏、認定新規就農者、貸し人は関根在住の〇〇氏であります。関根地内の畑8筆について使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号2及び3については関連がありますので、事務局長より一括して説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2及び3について説明いたします。借り人は皆沢に事務所を有する株式会社〇〇、認定農業者、貸し人は牧野在住の〇〇氏及び〇〇氏であります。牧野地内の畑7筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号2及び3については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程7、議第5号、第473回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第5号、第473回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定について説明いたしますので、議案書の5ページをお開きください。51件の申請がございました。全て農地中間管理機構を通じた貸借で、転貸者は山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターです。整理番号1から3は関連がありますので、一括して説明いたします。借り人は金生西一丁目在住の〇〇氏、貸し人は牧野在住の〇〇氏、東根市在住の〇〇氏及び牧野在住の〇〇氏であります。牧野地内の田畑3筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号1から3については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号4から9については関連がありますので、一括して説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号4から9について説明いたします。借り人は十日町在住の〇〇氏、貸し人は八日町在住の〇〇氏、金生東一丁目在住の〇〇氏、〇〇氏、金生西一丁目在住の〇〇氏、旭町二丁目在住の〇〇氏及び北町一丁目在住の〇〇氏であります。泉川及び金生地内の田6筆について賃借権または使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号4から9については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号10について説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号10について説明いたします。借り人は仙石在住の〇〇氏、貸し人は金生東一丁目在住の〇〇氏であります。金生地内の田1筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号10については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号11から15については関連がありますので、一括して説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号11から15について説明いたします。借り人は金谷在住の〇〇氏、貸し人は東町在住の〇〇氏、八日町在住の〇〇氏、北町本丁在住の〇〇氏、東町在住の〇〇氏及び〇〇氏であります。仙石及び泉川地内の田7筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号11から15については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号16について説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号16について説明いたします。借り人は金生東一丁目在住の〇〇氏、貸し人は長清水一丁目在住の〇〇氏であります。長清水地内の田1筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号16については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号17について説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号17について説明いたします。借り人は山形市に事務所を有する株式会社〇〇、貸し人は金瓶在住の〇〇氏であります。金瓶地内の田1筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号17については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号18について説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号18について説明いたします。借り人は中山在住の〇〇氏、貸し人は仙台市在住の〇〇氏であります。中山地内の田2筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号18については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号18については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号19について説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号19について説明いたします。借り人は細谷在住の〇〇氏、貸し人は三上在住の〇〇氏であります。三上地内の畑13筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号19については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号20及び21については関連がありますので、一括して説明いたしますが、整理番号21について私が関係者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により退席し、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、議長を会長職務代理者に代わります。

(花谷会長 退席、 木村会長職務代理者 着席)

議長(職務代理) それでは、事務局長より説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号20及び21について説明いたします。借り人は石崎一丁目在住の〇

○氏、貸し人は上生居住在住の○○氏及び原口在住の○○氏であります。上生居及び須田板地内の畑4筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長(職務代理) 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号20及び21については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(職務代理) ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。ここで、花谷会長の着席を許可し、議長を会長に代わります。

(花谷会長 着席)

議長 次に、整理番号22から24については関連がありますので、一括して説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号22から24について説明いたします。借り人は山形市在住の○○氏、貸し人は大門在住の○○氏、菖蒲在住の○○氏及び○○氏であります。菖蒲地内の田3筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号22から24については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号25から27については関連がありますので、一括して説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号25から27について説明いたします。借り人は相生在住の○○氏、貸し人は相生在住の○○氏、○○氏及び関根在住の○○氏であります。細谷及び関根地内の畑4筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号25から27については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号28について説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号28について説明いたします。借り人は山形市在住の〇〇氏、貸し人は下生居在住の〇〇氏であります。下生居地内の田1筆の一部について使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号28については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号29及び30については関連がありますので、一括して説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号29及び30について説明いたします。借り人は小穴在住の〇〇氏、貸し人は細谷在住の〇〇氏及び小穴在住の〇〇氏であります。細谷及び阿弥陀地地内の田4筆について使用貸借権または賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号29及び30については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号31について説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号31について説明いたします。借り人は小穴在住の〇〇氏、貸し人は小穴在住の〇〇氏であります。小穴地内の畑1筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号31については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号32について説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号32について説明いたします。借り人は川口在住の〇〇氏、貸し人は高松在住の〇〇氏であります。高松地内の田3筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号32については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号33及び34については関連がありますので、一括して説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号33及び34について説明いたします。借り人は宮脇在住の〇〇氏、貸し人は金生西一丁目在住の〇〇氏及び下生居在住の〇〇氏であります。下生居地内の田3筆について賃借権または使用賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号33及び34については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程8、議第6号、令和5年度農業労働賃金・機械利用料金標準表の公表について議題といたします。事務局長より提案理由の説明いたします。事務局長。

事務局長 議第6号、令和5年度農業労働賃金・機械利用料金標準表の公表について説明いたしますので、議案書の13ページをお開きください。本標準表の作成にあたりましては、農業委員・農地利用最適化推進委員、認定農業者から意見の聞き取りを行い、その内容を踏まえて農政専門委員会を開催して検討いたしました。その結果、農業労働賃金の一般の部については、金額を1日当たり320円上げて7,200円、1時間当たり900円とし、オペレーターを1時間当たり20円上げて1,270円としました。また、果樹の部、剪定及びジベ処理を1時間当たり1,220円及び900円、一般果樹及び選別・箱詰を1日当たり7,200円とし、さくらんぼの収穫を1

時間当たり 970 円、さくらんぼの雨よけテント張りを 1,520 円、ぶどうの雨よけテント張りを 1 時間 1,290 円、干柿作業を 1 時間当たり 900 円としました。ほかは昨年と同額であります。なお、注意書きに山形県の最低賃金を載せ、令和 5 年度中に最低賃金に変更され、設定した農作業賃金標準額が最低賃金を下回る場合には最低賃金以上の額に読み替えるよう文言を追加しております。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。議第 6 号、令和 5 年度農業労働賃金・機械利用料金標準表の公表については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

議長 日程 9、議第 7 号、農地賃借料情報の公表について議題といたします。事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第 7 号、農地賃借料情報の公表について説明いたしますので、議案書の 14 ページをお開きください。農地賃借料情報の公表については、農地法第 52 条に基づき、農地の賃貸借契約の参考情報として提供するものであります。農地法第 3 条及び農用地利用集積計画の賃借料をもとに計算した 10 a あたりの賃借料を公表するものであります。対象データが少ないため、令和 3 年 1 月から令和 4 年 12 月までの 2 か年分を集計しております。なお、中間管理機構による取扱い分については、平均ではなく、標準の 10 a あたり 10,000 円で、表記することにしております。なお、水田の区分 3 及び畑については、対象件数が少ないため表示しておりません。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

木村（辰）委員 質問ではなく確認ですが、運営委員会の時にも話した内容になりますが水田の 10 a あたりの平均単収が区分ごと分かれています。これは今現在も同じなのか確認したい。

事務局 運営委員会でも一部話になりました地区ごとの区分等の質問ですが、共済組合からはデータの提供は頂き、平均単収は現在も出しているということでした。しかしながら正直なところ若干区分が違うところもあったわけですが、こちらの区分の変更につきましては運営委員会でご指摘頂いてすぐに直せるという内容でもございましたので、大変申し訳ないのですが来年度に向けまして、農政専門委員会で他市の公表の内容も参考にしながら修正を加えていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

木村（辰）委員 この表については訂正は来年度でいいと思いますが、今年度は早めに農業委員と推進委員には提示して頂ければありがたいと思います。

事務局 分かりました。

議長 短時間の中で確定するのが難しいとのことでしたので、委員会の中で確定次第公表するということによろしいでしょうか。

木村（辰）委員 よろしく申し上げます。

議長 他に発言ございますか。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。議第7号、農地賃借料情報の公表については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

議長 日程10、承認第1号、上山市農業委員会事務局職員の任免の取扱いについて議題といたします。事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 承認第1号、上山市農業委員会事務局職員の任免の取扱いについて説明いたしますので、議案書の15ページをお開きください。農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、事務局職員の任免は農業委員会が行うこととなっておりますが、事務局職員の任免の取扱いについて、会長に委任をいただきたいというものでございます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。承認第1号、上山市農業委員会事務局職員の任免の取扱いについては、会長に委任することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり承認されました。

議長 日程11、報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の16ページをお開きください。1件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は、長清水一丁目在住の〇〇氏、農業、譲受人は長清水一丁目在住の〇〇氏、会社員及び〇〇氏、公務員です。長清水一丁目地内の畑1筆について、住宅を建築するため所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。

議長 日程12、報告第2号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第2号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の17ページをお開きください。11件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は東京都調布市在住の〇〇氏、〇〇氏及び埼玉県富士見市在住の〇〇氏、借り人は権現堂在住の〇〇氏であります。権現堂地内の田1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号2から5については関連がありますので、一括して説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2から5について説明いたします。貸し人は天童市在住の〇〇氏、宮脇在住の〇〇氏及び久保川在住の〇〇氏、借り人は檜下在住の〇〇氏であります。檜下地内の田4筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号6について説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号6について説明いたします。貸し人は山形市在住の〇〇氏、借り人は山形市に事務所を有する公益財団法人〇〇であります。牧野地内の田1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号7について説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号7について説明いたします。貸し人は大門在住の〇〇氏、借り人は宮脇在住の〇〇氏であります。先ほど議決いただきました農地法第3条の所有権の移転に伴い、大門地内の畑2筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号8から10については関連がありますので、一括して説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号8から10について説明いたします。貸し人は東町在住の〇〇氏、八日町在住の〇〇氏及び東町在住の〇〇氏、借り人は東町在住の〇〇氏であります。先ほど議決いただきました第473回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定に伴い、仙石及び泉川地内の田4筆について解約するもので、土地の所在、面

積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号11について説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号11について説明いたします。貸し人は下生居住在住の〇〇氏、借り人は金生西一丁目在住の〇〇氏であります。先ほど議決いただきました第473回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定に伴い、下生居地内の田1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程13、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の20ページをお開きください。5件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程14、報告第4号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第4号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の21ページをお開きください。1件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は大門在住の〇〇氏、借り人は大門在住の〇〇氏で、両者は親子であります。先ほど議決いただきました、農地法第3条の所有権の移転及び第473回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定のため、大門及び菖蒲地内の田畑2筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程15、報告第5号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第5号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の22

ページをお開きください。3件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。申請人は山形市在住の〇〇氏であります。葉山地内の畑3筆について申請があったものです。昭和27年から宅地として利用してきたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って20年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号2について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。申請人は山形市在住の〇〇氏であります。小倉地内の畑1筆について申請があったものです。昭和51年から宅地として利用してきたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って20年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号3について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について説明いたします。申請人は山形市在住の〇〇氏であります。高野地内の田1筆について申請があったものです。昭和56年に転用許可を得ましたが、地目変更を怠っていたため、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。以上をもって、本総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後2時34分)

議事録署名委員

議事録署名委員